

一般社団法人AIM医学研究所における科学研究費助成事業－科研費

－等に関する内部監査マニュアル

令和3年11月15日

(目的)

第1条 このマニュアルは、一般社団法人AIM医学研究所における科学研究費助成事業－科研費－の研究実施規程第9条第1項に基づき行う科研費等の運営・管理に係る内部監査の具体的な実施方法等について定めるものである。

(回数)

第2条 内部監査は毎年度1回コンプライアンス教育実施前に行うものとする。

(実施方法)

第3条 内部監査における会計書類の検査は、規程等に照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかを確認すること等により行う。

2 内部監査の対象は、以下の契約を中心に前年度の契約実績の約10%を抽出したものとする。

- 一 契約金額の大きい契約。
- 二 契約回数の多い業者との契約。
- 三 換金性の高い物品を購入する契約。

(リスクアプローチ監査)

第4条 リスクアプローチ監査は以下から1つ又は複数を選択して行う。

一 研究活動に関わる者の一部を対象に、旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせる。なお、出張回数が多い者を中心に抽出することとし、先方への確認事項は用務（学会参加、研究打ち合わせ等）の事実に関することとする。また、その者に対し、出張の目的や概要についてヒアリングを行う。

二 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。なお、勤務日数の多い非常勤雇用者を中心にヒアリングを行うこととし、確認事項は勤務時間、勤務場所、勤務内容及び勤務指示者等に関することとする。

三 納品後の物品等の一部を対象に現物確認を行う。なお、第3条第2項各号の契約で購入した物品を中心に確認することとする。

四 一部の契約を抽出し、業者の帳簿との突合を行う。なお、第3条第2項各号の契約を中心に抽出することとする。

五 その他、一般社団法人AIM医学研究所における科学研究費助成事業－科研費－等の使用に関する不正防止計画に定める不正防止計画において示される不正発生要因に関して、監査を行う。

(監事等との連携)

第5条 内部監査部門は必要に応じて、監事と組織内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行う。

2 内部監査部門は監査の効果を十分に発揮できるようにするために、統括管理責任者及びコンプライアンス責任者等とも連携する。

(見直し)

第6条 把握した不正発生要因等に応じて、随時このマニュアルの見直しを行う。